

令和5年第2回仁木町教育委員会定例会会議録

令和5年2月22日、仁木町役場「委員会室」において、第2回仁木町教育委員会定例会を開催。

●出席委員 岩井教育長、加藤教育長職務代理者、関井委員、渡委員、朝山委員

●会議に参加した者 菊地次長、濱田主幹

岩井教育長	午前9時22分、開会を宣言。出席者は教育長及び教育委員4名であり、過半数に達しており、会議は成立した旨を宣する。
	日程第1、会期決定を上程。会期は、本日1日限りとする旨を宣する。
	日程第2、会議録承認を上程。
	異議なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第2、会議録承認について承認する旨を宣する。
	日程第3、教育長事務報告について上程。
	議案により38件について説明。
	質疑なきかを問う。
関井委員	教育相談はどのような内容なのか？
岩井教育長	これは、6年生の保護者から、保護者の子どもが学校でいじめに遭っているんじゃないかという内容と、あと6年生の授業対応が少し気になるという相談で、相談された保護者も実際本当にいじめがあるかどうか分からなくて、子どもに話を聞いても分からない部分も多く、子どもが本音で言っているのかも分からないのでということだったので、翌日か二、三日後に、スクールカウンセラーに子どもが相談しました。内容のほうはまだ学校のほうで整理している最中ですが、どういういじめがあったのか、その辺も後で確認していきます。悪口を言われたとかというのが、今回出てきているのかなと思っています。そこは、毎回何かのいじめの対象になってるということも本人が言ったので、その辺は学校と連携をとりながら、改善に向けて進めていければいいかなと思っています。
	ほかに質疑なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第3、教育長事務報告について承認する旨を宣する。
	日程第4、報告第1号 体罰に係る実態調査にする件について上程。
	本件について、秘密会として取り扱うことに異議なきかを問う。
全員	異議なし。
岩井教育長	本件は、秘密会として取り扱うこととします。
	～秘密会により割愛～

岩井教育長	日程第5、議案第1号 仁木町山村開発センター設置条例の一部を改正する条例に関する件について上程。 事務局に説明を求める。
菊地次長 岩井教育長 全員	議案により説明 質疑なきかを問う。 なし。
岩井教育長	日程第5、議案第1号 仁木町山村開発センター設置条例の一部を改正する条例に関する件について承認する旨を宣する。 日程第6、議案第2号 仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例に関する件について上程。 事務局に説明を求める。
菊地次長 岩井教育長 渡委員 岩井教育長	議案により説明 質疑なきかを問う。 町長が不相当と認める者というのはどういうことを想定しているのか。 例えば、泥酔して危険を他の者に及ぼす場合など様々なケースで、今ここに号として立ち上げてないもの以外で、どうしても入場を制限しなければならぬ場合が出てくることを想定してございまして、そういう人が出てきた場合に利用を制限させてもらいたいということで、今回追加しております。
全員	ほかに質疑なきかを問う。 なし。
岩井教育長	日程第6、議案第2号 仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例に関する件について承認する旨を宣する。 日程第7、議案第3号 仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例に関する件について上程。 事務局に説明を求める。
菊地次長 岩井教育長 全員	議案により説明 質疑なきかを問う。 なし。
岩井教育長	日程第7、議案第3号 仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例に関する件について承認する旨を宣する。 日程第8、議案第4号 仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例に関する件について上程。 事務局に説明を求める。
菊地次長 岩井教育長 全員	議案により説明。 質疑なきかを問う。 なし。
岩井教育長	日程第8、議案第4号 仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例に関する件について承認する旨を宣する。 日程第9、議案第5号 仁木町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する

規則に関する件について上程。

事務局に説明を求める。

菊地次長 議案により説明。

岩井教育長 質疑なきかを問う。

関井委員 この会議のことなのか。

岩井教育長 この教育委員会のことです。今までほとんど、傍聴には来てないと思いますが、そこで例えば秘密会とかの場合は傍聴人は出ていってもらおうという取扱いだったり、あとは会議録の関係も、秘密会の場合はそこは記載しないということがあるのですが、あくまでもこの規則に記載されているもの以外は原則傍聴は誰でもできることになっています。

ほかに質疑なきかを問う。

全員 なし。

岩井教育長 日程第9、議案第5号 仁木町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則に関する件について承認する旨を宣する。

日程第10、議案第6号 令和5年度仁木町教育行政執行方針に関する件について上程。

事務局に説明を求める。

菊地次長 議案により説明。

岩井教育長 質疑なきかを問う。

朝山委員 学校給食費の補助を引き続き実施となっているが、現在下半期分補助されている内容のことなのか。

岩井教育長 令和4年度の下半期は給食費の全額補助ということで、10月以降の給食費はいただかないという方針で、今年度やっていて、多くもらった分は返金して、上半期分だけの給食費をいただくという取組を今年度はしていました。それは、国から、今般色々なものが値上がりして特に子育て世代への家計への圧迫がかなり大変だということで、町のほうとしても、学校給食費を補助することにより、保護者への負担を少し軽くするために今年度は補助いたしました。次年度は、今のところ国からの方針が出た段階ではまたそういう補助金ももしかしたら可能なのかなと思いますが、今の段階では、町からの補助金というのは、給食費は、1食当たり小学校で10円、中学校で11円のアップということになっているので、国の補助金が物価高騰の補助金として、来年も物価高騰が続くのであれば、そういった補助金ももしかしたら考えられるので、その辺は国の動向を見ながら、町でも検討していきたいと思っています。

関井委員 35ページの教職員の働き方改革の中には、部活動の外部指導委託を入れたほうがよいのではないか。

岩井教育長 3年後から部活を全部外部委託としていた文科省でも、できるところはやりなさいという形に変わってきました。仁木町の場合、部活動指導員は、ほとんど機能してないというところで、仁木中学校の野球部だけはやっているのですが、それ以外の団体との調整が全く進んでいない模索中の状況

なので、まだ執行方針として出せるまでのものがないことから、今回は控えさせてもらいました。

朝山委員

陸上の少年団に通わせる保護者が、それを言っていて、外部委託がなかなかかなわないので自分で資格を取って今教えてると聞いているので、ぜひ考えてもらいたい。

岩井教育長

今小学校の場合はですね陸上少年団など少年団活動で、学校の先生は全くタッチしていません。部活の指導というのは基本的に今まで学校の先生が担っていたものを、その負担を軽くするために指導員を置きましょうという方向で、少年団の場合地域の中でそういうものを育成していくというものなので、部活動の指導員とは違います。

ほかに質疑なきかを問う。

全員

なし。

日程第 10、議案第 6 号 令和 5 年度仁木町教育行政執行方針に関する件について承認する旨を宣する。

日程第 11、議案第 7 号 令和 4 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育費に係る意見聴取に関する件について上程。

事務局に説明を求める。

菊地次長

議案により説明。

岩井教育長

質疑なきかを問う。

全員

なし。

岩井教育長

日程第 11、議案第 7 号 令和 4 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育費に係る意見聴取に関する件について承認する旨を宣する。

日程第 12、議案第 8 号 ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定に係る意見聴取に関する件について上程。

事務局に説明を求める。

菊地次長

議案により説明。

岩井教育長

質疑なきかを問う。

関井委員

指定管理期間は 5 年間と決まっているのか。

岩井教育長

今までずっと 3 年間でやっていました、一部 5 年の施設もあるんですけども大体が 3 年間です。今回、スキー場の関係については 5 年間のうち 2 年間休止というところもあったものですので、どうしても 3 年ごとに業者がころころ変わるのであれば、なかなか思い切った投資も出来ないと、指定管理者のほうからですね、指定管理期間を 5 年間程度延ばしてほしいとのことをございます。町のほうとしましても、長く安定的に指定管理業務をしていく中では 5 年間程度がいいのではないかということで、長期的視点に立った場合は、少しでも長いほうがいいのかと考えました。ただ、業者のほうとしても今の人件費の関係であったり、燃料費、電気代の関係で非常にリスクが多いということで、10 年といった期間には出来ないので今回は 5 年間の指定管理期間としたというところをございます。指定管理

者が変わり、利用される方の負担は特に変わりません。利用料は条例で決まっていますので、条例で決まってる以上のお金は取れません。ただ、サービスの提供という部分では、条例で決まっているお金以下にするということ是可以します。だから、そういうところで指定管理者が変わったからといって、特段大きく利便性が悪くなるということはないと思います。他に町から仕様書で定めている内容というのがありますので、それを確実にやってもらい、それ以外は業者で努力しながら収入を増やしていくというやり方をやっていけばいいのかなと思っていますので、サービス提供が悪くなるということは基本的にはないと考えております。ただ、今までの指定管理者でやっている部分で、もしかしたらこちらのほうで分からないサービスの提供などが、もしかしたらあるかもしれませんが、その辺はなるべく指定管理者が変わったとしても、遜色なく運営できる形でやっていきたいと思っています。

ほかに質疑なきかを問う。

全員

なし。

岩井教育長

日程第 12、議案第 8 号 ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定に係る意見聴取に関する件について承認する旨を宣する。

日程第 13、議案第 9 号 令和 5 年度余市郡仁木町一般会計予算のうち、教育費に係る意見聴取に関する件について上程。

事務局に説明を求める。

菊地次長

議案により説明。

岩井教育長

質疑なきかを問う。

渡委員

スキー場の総工費はどれくらいの見込みなのか。

岩井教育長

概算ですが、4 億円ぐらいと考えております。4 億円のうち、補助金がいくらか出てくれればラッキーで、あとは借金となりますが、大江地区にスキー場がある関係で辺地債という有利な地方債を活用でき、例えば 4 億円借金したとしても、実際に返すのは 4 億円なんですけども、4 億円返してる間に、あとで 3 億 2000 万円は戻ってくるので、実質 8000 万の負担で、町は整備ができるということになっています。そういった財源措置をうまく活用しながらやっていき、できればですねリフトだけではなくて、グレンデの中の、例えば雑木の整備とかその辺も含めて、今回設計をお願いしたいと思っています。

ほかに質疑なきかを問う。

全員

なし。

岩井教育長

日程第 13、議案第 9 号 令和 5 年度余市郡仁木町一般会計予算のうち、教育費に係る意見聴取に関する件について承認する旨を宣する。

日程第 14、議案第 10 号 第 9 期仁木町社会教育中期計画の答申に関する件について上程。

本件については前回の定例教育委員会におきまして、熟読するための時

間がないということで保留になっておりました。資料をご覧になられて質疑等はございませんでしょうか。

全員
岩井教育長

なし。

日程第 14、議案第 10 号 第 9 期仁木町社会教育中期計画の答申に関する件について承認する旨を宣する。

日程第 15、議案第 11 号 令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果に関する件について上程。

本件について、秘密会として取り扱うことに異議なきかを問う。

全員
岩井教育長

異議なし。

本件は、秘密会として取り扱うこととします。

～秘密会により割愛～

岩井教育長

日程第 16、協議案第 1 号 当面する教育諸問題に関する件について上程。

本件について、秘密会として取り扱うことに異議なきかを問う。

全員
岩井教育長

異議なし。

本件は、秘密会として取り扱うこととします。

～秘密会により割愛～

岩井教育長

次に、2 当面する行事日程について説明。

令和 5 年第 3 回仁木町教育委員会定例会の日程は、3 月 24 日（金）に開催することとし、午前 9 時 30 分から開催することといたします。

3 その他について説明。

質疑なきかを問う。

全員
岩井教育長

なし。

日程第 16、協議案第 1 号 当面する教育諸問題について協議を終了する旨を宣する。

他になきことを認め、第 2 回仁木町教育委員会定例会を、閉会する旨を宣する。

（閉会 午前 11 時 18 分）